

## 第7章 環境配慮指針

環境への影響は、市民の日常生活、事業者の生産活動など、すべての主体の様々な行為と密接に関係しています。環境配慮指針は、目指す環境像の実現に向けて、市民、事業者が率先行動としてそれぞれの立場で環境に配慮すべき事項を示し、公共事業や開発行為においても配慮すべき事項を示した指針です。

なお、本市の事務・事業における環境配慮指針は、大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に具体的な取組を示しています。

## 1 市民の環境配慮指針

市民一人ひとりが、日常の生活において率先行動として取り組むべき事項を環境配慮指針に示しています。

基本目標	具体的な環境配慮事項
<p>豊かな自然 多様な生物と 共に生きるまち (自然環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な生きものに興味を持ち、市域の自然に親しみ、生態系や外来生物について学びます</li> <li>● 外来生物を”入れない”、”捨てない”、”拡げない”を実践します</li> <li>● 地域材等の木材利用に努めます</li> <li>● 自然観察会や体験学習などに積極的に参加します</li> <li>● 地元の農林水産物を積極的に利用します</li> <li>● 市民農園や農業体験などに積極的に参加し、農業への関心を深めます</li> </ul>
<p>おおいたらしい風景 を守り活かすまち (快適環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に努めます</li> <li>● 地域の公園・緑地の美化や維持管理の活動に積極的に参加・協力します</li> <li>● 生垣の設置や庭木の植栽など、緑化に努めます</li> <li>● ボランティア緑化活動などに積極的に参加し、身近な場所の緑化に取り組みます</li> <li>● 川や海ではごみの持ち帰りなど、ルールやマナーを守ります</li> <li>● 河川一斉清掃や地域の清掃活動など美化活動に積極的に参加します</li> <li>● 歴史や文化財へ関心を持ち、イベント等に積極的に参加します</li> <li>● 地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継いでいきます</li> </ul>
<p>健康な生活を確保し 安心して暮らせる まち (生活環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な大気環境に関心を持ち、適時の環境情報を入手します</li> <li>● ごみ等の違法な焼却行為を行いません</li> <li>● 近隣住民の生活環境を損なわないよう、悪臭や騒音・振動の防止に努めます</li> <li>● 公共下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います</li> <li>● 公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽への設置替えを行います</li> <li>● 合併処理浄化槽の設置後は、適正な維持管理を行います</li> <li>● 食べ残しをしない、廃食油を直接流さないなど、家庭でできる生活排水対策に取り組めます</li> </ul>

基本目標	具体的な環境配慮事項
<p>循環型社会の実現に みんなで取り組む まち (資源循環)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過剰包装を断る、レジ袋を断る、使い捨ておしぼりを貰わないなど、ごみの発生回避（リフューズ）に取り組みます</li> <li>● 食品ロスや生ごみの減量（リデュース）を目的として、食材の「使いきり」・「食べきり」と生ごみの「水きり」を行う「3きり運動」に取り組みます</li> <li>● 詰め替え可能な商品を購入する、量り売り・バラ売り商品を選ぶなどに取り組みます</li> <li>● 生ごみ処理機、コンポスト容器*等による生ごみの堆肥化に努めます</li> <li>● レンタル品や中古品を利用する、まだ使えるものは必要としている人に譲るなど、再使用（リユース）に取り組みます</li> <li>● 食品トレイや牛乳パックを店頭回収へ出す、ペットボトルや菓子の空き箱を資源回収に出すなど、再資源化（リサイクル）に取り組みます</li> <li>● ごみの出し方や分別のルールを守ります</li> <li>● 廃棄物の不法投棄をしません</li> </ul>
<p>ゼロカーボンシティ を実現するまち (地球環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー消費の見える化*や省エネ行動に取り組みます</li> <li>● LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます</li> <li>● 通勤や買物などの移動の際は、自転車や公共交通機関を積極的に利用します</li> <li>● 自家用車を購入する際は、次世代自動車の購入に努めます</li> <li>● エコドライブ*に取り組みます</li> <li>● 住宅を改修・改築する際は、省エネ基準の適合に努めます</li> <li>● 住宅への再生可能エネルギー設備等の導入に努めます</li> <li>● 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます</li> <li>● 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます</li> <li>● 緑のカーテン*等の導入に努めます</li> <li>● 水災害の被害防止のため、ハザードマップを確認し、事前に避難行動計画「おおいたマイ・タイムライン」を作成します</li> <li>● 熱中症予防や対処法など正しい情報を入手し、家庭における熱中症を予防します</li> </ul>
<p>みんなで環境保全 に取り組むまち (環境教育・連携)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や学校で行われる講座やイベント等、環境教育・環境学習活動に積極的に参加します</li> <li>● 家庭内で環境について話し合う機会を増やします</li> <li>● 身近な環境問題に関心を持ち、日常的に環境保全活動を実践します</li> <li>● 地域における環境保全活動へ参加します</li> </ul>

## 2 事業者の環境配慮指針

事業活動を行うにあたって事業者が率先行動として取り組むべき事項を、環境配慮指針に示しています。

基本目標	具体的な環境配慮事項
<p>豊かな自然 多様な生物と 共に生きるまち (自然環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐や適切な伐採の実施など、森林の適正な管理に努めます</li> <li>● 遊休農地の発生防止・解消と有効活用に努めます</li> <li>● 自然環境に配慮した事業活動に努めます</li> <li>● 自然環境を保全する CSR*活動を積極的に進めます</li> <li>● 地域材等の木材利用に努めます</li> <li>● 環境保全型農業*・資源循環型農業*の取組に努めます</li> <li>● 野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に努めます</li> <li>● 有害鳥獣による農作物等への被害軽減対策に努めます</li> <li>● 生物多様性に配慮した事業活動に努めます</li> <li>● 生物多様性を保全する CSR 活動を積極的に進めます</li> <li>● 外来生物を持ち込まないように努めます</li> </ul>
<p>おおいとらしい風景 を守り活かすまち (快適環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に努めます</li> <li>● 「大分市屋外広告物条例」を守り、屋外広告物を適正に設置します</li> <li>● 地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します</li> <li>● 生垣の設置や庭木の植栽など、緑化に努めます</li> <li>● 水辺を守る活動や地域の清掃活動に積極的に参加します</li> <li>● 事業所周辺の美化に努めます</li> <li>● 建設工事などにおいて、まちの緑へ影響を与えないように努めます</li> <li>● 歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に積極的に参加します</li> <li>● 事業実施の際には、文化財と調和するよう配慮します</li> </ul>
<p>健康な生活を確保し 安心して暮らせる まち (生活環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令や公害防止協定等に基づく基準を守るとともに、大気汚染物質の排出を抑制します</li> <li>● 違法な焼却行為を行いません</li> <li>● 適切な騒音・振動防止対策を行い法令や公害防止協定等に基づく基準を守ります</li> <li>● 低騒音・低振動型の機器や工法の導入に努めます</li> <li>● 解体工事を行う際には、アスベスト（石綿）飛散防止対策を徹底します</li> <li>● 営業騒音を低減します</li> <li>● 適切な排水処理対策を行い、法令や公害防止協定等に基づいた排水基準を守ります</li> <li>● 有害物質の地下浸透による地下水汚染及び土壌汚染を防止します</li> </ul>

基本目標	具体的な環境配慮事項
<p>循環型社会の実現に みんなで取り組む まち (資源循環)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過剰包装の自粛、包装の簡素化など、ごみの発生回避（リフューズ）に取り組めます</li> <li>● 使い捨て容器を使用しない、電子回覧等ペーパーレス化の促進など、ごみの発生抑制（リデュース）に取り組めます</li> <li>● ファイルなどの事務用品は繰り返し使用する、備品など修理して使用できるものは捨てず修理して使用するなど、再使用（リユース）に取り組めます</li> <li>● OA用紙、シュレッダーくず、生ごみ（動植物残さ）をリサイクル業者回収へ出すなど、再資源化（リサイクル）に取り組めます</li> <li>● 建設廃棄物のリサイクルに努めます</li> <li>● 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます</li> <li>● 家畜ふん尿の堆肥化など、適正な処理や利用を図るとともに、悪臭防止に努めます</li> <li>● 廃棄物を適正に処理します</li> <li>● 廃棄物処理事業者は、処理施設等を適正に管理するとともに廃棄物処理施設の周辺環境の保全に努めます</li> </ul>
<p>ゼロカーボンシティ を実現するまち (地球環境)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー消費の見える化や省エネ行動に取り組めます</li> <li>● LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます</li> <li>● 省エネ商品の提供に努めます</li> <li>● 通勤や用務などの移動の際は、自転車や公共交通機関を積極的に利用します</li> <li>● 社用車を購入する際は、次世代自動車の購入に努めます</li> <li>● 建築物を改修、改築する際は、省エネ基準の適合に努めます</li> <li>● 事業所での再生可能エネルギー設備等の導入に努めます</li> <li>● 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます</li> <li>● 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます</li> <li>● 自然災害などに備えて、BCP（事業継続計画）を積極的に策定します</li> <li>● 熱中症予防や対処法など、正しい情報を入手し、職場における熱中症を予防します</li> <li>● 水素エネルギーを活用する設備や製品の導入に努めます</li> </ul>
<p>みんなで環境保全 に取り組むまち (環境教育・連携)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民との相互理解を促進するため地域で講座やイベント等を行います</li> <li>● 事業所内での環境教育・環境学習活動に努めます</li> <li>● 市やNPO等が推進する環境教育・環境学習活動に協力します</li> <li>● 環境保全活動への参加・協力を努めます</li> <li>● 環境保全に関する知識のある人材の育成に努めます</li> <li>● エコアクション21などの環境マネジメントシステム*の認証の取得に努めます</li> </ul>

### 3 公共事業や開発における環境配慮指針

本市では様々な計画に基づいた公共事業や事業者による開発などが行われています。本市の良好な環境を将来の世代へ継承するためには、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、計画の段階から環境へ配慮し、これらの事業を行うことが重要です。

そのため、先行する要綱や指針等に加えて、各種事業を進めるときの環境配慮指針を示し、公共事業や開発において、環境への配慮の取組を求めます。この指針では、共通の事項と、率先行動として環境に及ぼすおそれのある事業ごとに配慮すべき事項を示します。

#### 環境に影響を及ぼすおそれのある事業

No	事業の種類	事業の主な内容
①	住宅系の事業	住宅団地の造成、学校・病院の建設 など
②	商業・業務系の事業	商業・業務用施設の建設、業務団地の造成、大規模発電設備設置 など
③	工業系の事業	工場・事業場の建設や増設、工業団地の造成 など
④	農林業系の事業	農用地の整備、農業用水路の整備、林道の整備 など
⑤	海岸・河川系の事業	河川改修、護岸の整備 など
⑥	交通系の事業	道路・鉄軌道の整備 など
⑦	レクリエーション系の事業	運動施設、レジャー施設 など
⑧	廃棄物処理系の事業	処理施設の整備 など

上記以外の環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、上記事業に関する配慮事項を参考に、類似する項目を組み合わせる等して、適切な環境配慮を行うことが必要です。

#### (1) 共通の環境配慮事項

- ◆ 構想、計画などの段階で事業の環境負荷の種類や規模を予測し、位置や規模、対策などについて周辺の環境に配慮します
- ◆ 事業の実施にあたっては、地球温暖化の防止に配慮します
- ◆ 貴重な地形・地質や動植物の生息・生育場所などの保全に配慮します
- ◆ 歴史的・文化的資源の保全に配慮します
- ◆ 工事に伴う土砂や濁水の流出などを防止するよう配慮します
- ◆ 工事に伴う下流の利水や河川の環境などへの影響に配慮します
- ◆ 工事に伴う粉じん\*や騒音・振動は、施工法の工夫により発生を防止するなど、周辺の環境へ配慮します

## (2) 事業別の環境配慮事項

### ① 住宅系の事業

- ✓ 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します
- ✓ 建物の外観などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します
- ✓ 建築物の新築、増築、改築においては省エネ基準の適合に配慮します
- ✓ 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します

### ② 商業・業務系の事業

- ✓ 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します
- ✓ 建物の外観や広告物などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します
- ✓ 高層建築物による日照障害など、周辺の生活環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します
- ✓ 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するとともに、敷地の適所に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ 建築物の新築、増築、改築においては省エネ基準の適合に配慮します
- ✓ 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します
- ✓ 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します

### ③ 工業系の事業

- ✓ 敷地周辺に緩衝緑地を設置するなど、緑化に配慮します
- ✓ 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します
- ✓ 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するとともに、敷地の適所に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ コージェネレーション設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します
- ✓ 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します

### ④ 農林業系の事業

- ✓ 水路、ため池などの基盤整備においては、身近な生きものの生息・生育場所の保全に

配慮します

- ✓ 林道などの整備においては、自然植生や地形など自然環境との調和に配慮します

#### ⑤ 海岸・河川系の事業

- ✓ 多自然川づくりを基本とし、身近な生きものの生息・生育場所の保全に配慮します
- ✓ 親水護岸の整備などによる水辺とふれあう場を創出するとともに、周辺の自然景観との調和に配慮します
- ✓ 埋立、しゅんせつ工事などにおいては、濁りを抑える工法などにより、環境に配慮します

#### ⑥ 交通系の事業

- ✓ 無電柱化など、良好な道路景観の創造に配慮します
- ✓ 幹線道路については、大気浄化や騒音の緩和などのため、街路樹や緩衝緑地の設置など、周辺環境に配慮します

#### ⑦ レクリエーション系の事業

- ✓ 敷地内は自然植生を生かして緑化するなど、自然環境に配慮します
- ✓ 施設や設備については、位置や規模など、周辺の環境と調和するよう配慮します

#### ⑧ 廃棄物処理系の事業

- ✓ 廃棄物の減量化、資源化、適正処理を推進するよう配慮します
- ✓ 廃棄物処理施設の周囲は緑化するよう配慮します
- ✓ 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するとともに、敷地の適所に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ 有害化学物質による環境汚染が生じないよう配慮します
- ✓ 焼却余熱の利用設備導入などにより、未利用エネルギー\*の有効利用に配慮します